

加筆

修正

削除

現行	改正案	備考
第1条〔本規程の目的〕 本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第185条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。 第2条〔本制度の目的〕 ① 本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。 ② 本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。 第3条〔人工芝に関する条件〕 公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。 第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕 ① 製品検査（ラボテスト）を受けようとする者は下記書類を本協会に提出する。尚、人工芝のサンプルは②の検査機関へ提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。 1. 申請書類 ・ JFA 製品検査申請書〔様式1(1/2)〕 ・ ロングパイル人工芝製品仕様〔様式2〕 ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類） 2. サンプル ・ 人工芝試験片（1m×1mを2枚） ・ 充填物	第1条〔本規程の目的〕 本規程は、<u>公益財団法人</u>日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第<u>190条</u>にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。 第2条〔本制度の目的〕 ① 本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。 ② 本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。 第3条〔<u>公認の条件</u>〕 ① 公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。 ② <u>公認を受けようとする者（以下「施設所有者」という）は下地が完成した時点（人工芝敷設前）とピッチが完成した時点（人工芝敷設後）で、フィールドテストを2回受け、基準値を満たさなくてはならない。なお、フィールドテスト中にメンテナンスを行うことはできない。</u> 第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕 ① 製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。 ② <u>製品検査（ラボテスト）を受けようとする者（以下「申請者」という）は下記申請書類を本協会に提出し、人工芝のサンプルを指定検査機関へ提出すること。なお、検査費用については指定検査機関に支払わなければならない。</u> 1. 申請書類 ・ JFA <u>ロングパイル人工芝ピッチ</u>製品検査申請書〔様式1(1/2)〕 ・ ロングパイル人工芝製品仕様〔様式2〕 ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類） 2. サンプル ・ 人工芝試験片（1m×1mを2枚） ・ 充填物	基本規程の改正に対応する為 語句修正 条件の明確化 条件の明確化 語句修正

3. 製品検査の免除申請 FIFA 推奨 2 スター又は 1 スターの認定を既に受けた製品については、製品検査の一部を免除することができる。上記「1. 申請書類、2. サンプル」と共に以下を提出すること。 ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書 [様式 1 (2/2)] ・ FIFA 製品検査機関証明書(写し) ・ FIFA 認定証(写し) ② <u>製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。</u> ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。 ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。 ⑤ 申請者は国内に事業所を有する企業とする。 第 5 条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕 ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。 ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。 ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。 ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。 ⑤ 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設管理者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。 第 6 条〔公認の申請〕 ① 公認を受けようとする者は、本協会に下記の書類を提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。	3. 製品検査の免除申請 FIFA 推奨 2 スター又は 1 スターの認定を既に受けた製品については、製品検査の一部を免除することができる。上記「1. 申請書類、2. サンプル」と共に以下を提出すること。 ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書 [様式 1 (2/2)] ・ FIFA 製品検査機関証明書(写し) ・ FIFA 認定証(写し) ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。 ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。 ⑤ 申請者は<u>日本</u>国内に事業所を有する企業とする。 第 5 条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕 ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。 ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。 ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。 ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。 ⑤ <u>申請者</u>は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設<u>所有者</u>との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。 第 6 条〔<u>新規公認の手続</u>〕 ① <u>施設所有者は、本協会に下記の書類を提出しなければならない。</u>	重複削除 語句修正 語句修正 手続の明確化
--	---	---

・ JFA ピッチ公認申請書 [様式 3] ・ 製品検査完了証明書(写し) ・ 工程表 (人工芝敷設を含むもの) ・ 人工芝ピッチ平面図 <u>②!公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。</u> ③!検査 (フィールドテスト) は指定検査機関に本協会が委託して実施する。 ④!検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。 ⑤!申請者は施設所有者とする。 第 7 条 [公認の結果] ① 指定検査機関の検査 (フィールドテスト 2 回) の結果については本協会から申請者に通知する。 ② 本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。 ③ 公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。 第 8 条 [公認料] 公認された申請者は本協会に対して 30 万円 (別途消費税) の公認料を支払うものとする。尚、申請者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。 ・ JFA ピッチ公認料に関する案内 [様式 5 (参考)] 第 9 条 [公認の有効期間] 公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より 3 年とする。 第 10 条 [公認の更新申請] ① 公認の更新を希望する申請者は公認期限の 4 ヶ月前の月末までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。尚、期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。提出なき場合、更新を希望しないものとみなし、原則として公認を取り消すものとする。 ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3 (1/4) のみ] ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書 [様式 4]	・ JFA <u>ロングパイル</u>人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3] ・ 製品検査完了証明書(写し) ・ 工程表 (人工芝敷設を含むもの) ・ 人工芝ピッチ平面図 ② <u>フィールドテスト</u>は指定検査機関に本協会が委託して実施する。 ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。 ④ <u>新規公認の申請</u>は施設所有者<u>でなくてはならない。</u> 第 7 条 [<u>新規公認の結果</u>] ① <u>公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。</u> ② 指定検査機関の検査 (フィールドテスト 2 回) の結果については本協会から<u>施設所有者</u>に通知する。 ③ 本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。 ④ 公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。 第 8 条 [<u>新規公認料・検査費用</u>] ① <u>施設所有者</u>は本協会に対して 30 万円 (別途消費税) の公認料を支払うものとする。<u>なお、施設所有者</u>以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。 ・ JFA ピッチ公認料に関する案内 [様式 5 (参考)] ② <u>施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に直接支払わなければならない。</u> 第 9 条 [<u>新規公認の有効期間</u>] 公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より <u>36 カ月</u>とする。 第 10 条 [<u>更新公認の手続</u>] ① <u>施設所有者</u>は公認期限の <u>90 日前</u>までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。<u>なお、公認取消後の更新希望する場合は、本協会の施設委員会の承認により決定する。</u> ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3 (1/<u>5</u>) のみ] ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書 [様式 4]	第 7 条へ移動 語句修正 語句修正 手続きの明確化 第 6 条から移動 語句修正 手続きの明確化 語句修正 手続きの明確化 語句修正 単位変更 手続きの明確化 期限の短縮 語句修正
---	---	--

加筆

修正

削除

② 公認の更新を希望する申請者は、申請後から公認期限までに検査（フィールドテスト1回）を受けるものとし、検査費用（実費）を負担するものとする。 ③ 公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第3条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関の検査（フィールドテスト2回）を受けるものとし、申請者は検査費用（実費）を負担するものとする。ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本規程が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則1回の検査を免除する。 ④ <u>公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。</u> ⑤ 検査（フィールドテスト）は指定検査機関に本協会が委託して実施する。 ⑥ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。 ⑦ 申請者は施設所有者とする。	② <u>施設所有者は、申請後から公認期限までに人工芝敷設後の検査を受けるものとし、フィールドテストに関わる費用は指定検査機関に支払わなければならない。</u> ③ 公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第3条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関のフィールドテスト（2回）を受けるものとし、<u>施設所有者は検査費用を指定検査機関に直接支払わなければならない。</u> ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本規程が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則1回の検査を免除する。<u>なお、本協会に人工芝敷設前と同等の自主検査結果を提出し、基準値を満たしていることが必要となる。また、下記の書類を本協会に提出しなければならない。</u> <u>・敷設人工芝確認書〔様式3(5/5)〕</u> ④ <u>フィールドテスト</u>は指定検査機関に本協会が委託して実施する。 ⑤ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。 ⑥ <u>更新公認の申請</u>は施設所有者でなくてはならない。	手続きの明確化 手続きの明確化
第11条〔公認の更新結果〕 ① 指定検査機関の検査（フィールドテスト）の結果については本協会から申請者に通知する。 ② 本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。 ③ 公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。	第11条〔<u>更新公認の結果</u>〕 ① <u>公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。</u> ② 指定検査機関の<u>フィールドテスト</u>の結果については本協会から<u>施設所有者</u>に通知する。 ③ 本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。 ④ 公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。	第11条に移動 語句修正 語句修正
第12条〔公認の更新料〕 公認が更新された申請者は本協会に対して10万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。尚、申請者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。 ・JFAピッチ公認の更新料に関する案内〔様式5（参考）〕	第12条〔<u>更新公認料・検査費用</u>〕 ① 公認が更新された<u>施設所有者</u>は本協会に対して<u>10万円</u>（別途消費税）の公認料を支払うものとする。<u>なお、施設所有者</u>以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。 ・JFAピッチ公認の更新料に関する案内〔様式5（参考）〕 ② <u>施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に直接支払わなければならない。</u>	手続きの明確化 手続きの明確化

第13条〔公認の更新有効期間〕 公認の更新有効期間は旧公認証の有効期限の翌日より3年とする。公認施設の人工芝の全面張替に際しての公認の有効期間は、新たな公認証の発行を受けた日より3年とする。	第13条〔<u>更新公認の有効期間と更新公認料</u>〕 ①!更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に際しての公認の有効期間は、新たな公認証の発行を受けた日より<u>36カ月（新規）</u>とする。 <u>〔全面張替による更新（新規）36カ月 10万円（別途消費税）〕</u> <u>更 新（1回目）36カ月 10万円（別途消費税）</u> <u>再 更 新（2回目）24カ月 6万円（別途消費税）</u> <u>以降更新（3回目）12カ月 3万円（別途消費税）</u>	手続きの明確化 期日及び公認料の変更
第14条〔公認の期間中改修工事〕 公認（更新）期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。	第14条〔公認期間中改修工事〕 公認期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。	語句修正 語句修正
第15条〔保守管理〕 ① 公認（更新）を受けた施設所有者は、公認の有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。 ② 公認（更新）を受けた施設所有者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。	第15条〔保守管理〕 ① <u>施設所有者</u>は、公認有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。 ② <u>施設所有者</u>は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。	語句修正 語句修正
第16条〔公式試合の実施〕 公認（更新）を得た「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。	第16条〔公式試合の実施〕 「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。	語句修正
第17条〔免責〕 ① 本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。 ② ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。	第17条〔免責〕 ① 本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。 ② ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。	語句修正
第18条〔違反の効果〕 ① 公認（更新）を受けた施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。	第18条〔違反の効果〕 ① <u>施設所有者</u>が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。	語句修正

加筆

修正

削除

② 前項の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。 第 19 条〔改正〕 この規程の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。 第 20 条〔施行〕 本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。 本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。 本規程は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。 本規程は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。	② 前項の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。 第 19 条〔改正〕 この規程の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。 第 20 条〔施行〕 本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。 本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。 本規程は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。 本規程は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。 <u>本規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。</u>	
---	---	--